

議 第 1 9 号 議 案

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）に対する米国の制裁措置に対し毅然とした立場での対応を求める意見書の提出について

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）に対する米国の制裁措置に対し毅然とした立場での対応を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年9月28日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者	富士見市議会議員	根 岸 操
賛成者	同	深 瀬 優 子
	同	川 畑 勝 弘

提 案 理 由

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）に対する米国の制裁措置に対し毅然とした立場での対応を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

国際刑事裁判所（ＩＣＣ）に対する米国の制裁措置に対し毅然とした立場での対応を求める意見書

国際刑事裁判所（以下「ＩＣＣ」という。）は、集団殺害罪（ジェノサイド）や人道に対する罪といった重大な国際犯罪の不処罰を防ぎ、国際社会の「法の支配」を守るための「最後の砦」として極めて重要な役割を担っている。

現在ＩＣＣの日本人初の所長である赤根智子所長を含む複数の裁判官や職員が、米国政府による資産凍結や入国禁止などの制裁対象に指定されている。これは、国際裁判所としての独立性及び中立性を著しく脅かすものであり、司法の政治的従属を招きかねない重大な侵害行為である。重大な国際犯罪について、誰であっても法の下で責任を問われるという原則を維持することは、将来の紛争や人権侵害を抑止し、被害者救済を図る上でも不可欠である。

我が国は、ＩＣＣの設立条約である国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国であり、長年にわたり最大の分担金拠出国としてその活動を財政的・人材的に支えてきた。国際社会における「法の支配」と司法の独立を守ることは、我が国の外交方針の根幹であるはずである。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、ＩＣＣに対する米国の制裁措置に対し、毅然とした立場をとり下記の対応を求める。

記

- 1 米国政府に対し、ＩＣＣの裁判官、検察官その他の関係者に対する制裁措置の撤回・停止を求めるとともに、ＩＣＣの独立した司法活動を尊重するよう働きかけること。
- 2 我が国出身の赤根智子ＩＣＣ所長をはじめ、米国の制裁対象となったＩＣＣ関係者に対し、必要な外交支援を行い、その職務遂行が妨げられることのないよう対応すること。
- 3 ＩＣＣ加盟国及び国際社会と連携し、米国によるＩＣＣへの圧力によって、各国がＩＣＣから離脱することのないよう、ＩＣＣの普遍性と実効性を維持するための外交努力を強化すること。

- 4 我が国が I C C の最大の財政拠出国として果たしてきた役割を踏まえ、I C C の財政基盤、司法的独立性及び活動の実効性を維持するため、必要な支援を一層強化すること。
- 5 国際法、国際人権及び法の支配を重視する我が国の立場を明確にし、国際社会に対して責任ある外交を展開すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法 務 大 臣	様
外 務 大 臣	様